

奈良県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、天川村選挙管理委員会から報告があった。

令和二年十月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川清孝

名 称	所 在 地
旧洞川中学校	吉野郡天川村大字洞川四一〇